

北茨城市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

北茨城市教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	2
3	計画の期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	5

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童生徒等への教育に邁進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいとを両立し、学習指導要領等において目指されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うことを目的として策定する。

(2) 本市の現状

本市では、令和2年3月に、学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「北茨城市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の時間外在校等時間を年間360時間以内、月45時間以内を目標として長時間勤務の縮減に取り組んできた。

また、令和4年1月には「北茨城市立小・中学校の働き方改革のためのガイドライン」を策定し、教職員の長時間勤務の是正とワーク・ライフ・バランスの実現に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を 上回る割合	月80時間を 上回る割合
小学校	月 27.36時間	0.6%	0.0%
中学校	月 32.45時間	8.3%	0.0%

年平均、月45時間を上回る割合ともに、小学校より中学校が多くなっており、これは部活動の指導等の業務負担と考えられる。

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- イ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする
- ウ 教育職員の1年間時間外在校等時間を360時間以下とする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

(カッコ内は令和6年度の数值)

- ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を12日以上にする(11日)
- イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を7.0%まで減少させる(8.6%)

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- (ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
 - 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。コミュニティスクールの活動などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

- (イ) 学校で扱っている金銭等
 - 日本スポーツ振興センターの給付金については、令和8年度から教育委員会が保護者への振込による給付を実施する。
また、就学援助費については、教育委員会から保護者への振込による給付の実施を検討する。
- (ウ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
 - 現在実施している弁護士等の専門家を活用できる環境整備を引き続き継続する。
また、教育委員会において、保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の対応指針を令和8年度中に策定する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- (ア) 調査・統計等への回答
 - 校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- (イ) ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
 - 引き続きICT支援員を配置することにより、ICT機器の操作指導、保守・管理を実施する。
- (ウ) 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
 - 学校プールの管理業務については、教育委員会において民間委託についての検討を行う。
- (エ) 部活動
 - 原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- (ア) 給食の時間における対応
 - 給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭等が実施する。

- (イ) 学習評価や成績処理
 - 校務支援システムの機能やICT学習ソフトを活用することによって、成績処理等に係る事務負担及び授業準備等の業務負担を軽減する。
- (ウ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
 - 引き続きスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が生徒指導関係の校内会議へ参加し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
 - 中学校の校内フリースクール等に支援員の配置を検討する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

また、年度当初の準備の負担軽減のため、始業日を1日繰り下げる。

イ 電話の録音機能を令和8年度中に全校に設置する。

ウ 学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るに当たっては、在校等時間の長時間化につながらないことに留意し、当該措置が実施計画に適合するものとなるようにする。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

ア 1 箇月時間外在校等時間が2 箇月連続で8 0 時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。

イ 1 1 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。

ウ ストレスチェックの実施率を1 0 0 %にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

エ 必要に応じて、教育職員に対し医師による健康相談等を実施する。

オ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

カ 学校における定時退校日を月4 回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5 日間の学校閉庁日を設定する。

キ 令和8 年度から、夏季休業期間における時差出勤制度を導入する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

○ 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市ホームページで公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

○ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

○ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指

し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。